

中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
目次 <u>第6章 委任（第35条）</u> （基本方針） 第3条 （略） 2～4 （略） （従業者の員数） 第4条 _____指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「 <u>指定介護予防支援事業所</u> 」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 （管理者） 第5条 指定介護予防支援事業者は、 <u>指定介護予防支援事業所</u> _____ごとに常勤の管理者を置かなければな	目次 <u>第6章 雑則（第35条）</u> <u>第7章 委任（第36条）</u> （基本方針） 第3条 （略） 2～4 （略） <u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> （従業者の員数） 第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u> 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所 _____ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 <u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u> （管理者） 第5条 指定介護予防支援事業者は、 <u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）</u> _____ごとに常勤の管理者を置かなければな

改 正 前	改 正 後
らない。 2 <u>前項に規定する</u> _____ 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ _____、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 (略) 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員 _____	らない。 2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く</u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く</u>管理者は、<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。</u> 4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u> (1) <u>管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u> (2) <u>管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 (略) 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員 <u>(指定居宅介護支援事</u>

改 正 前	改 正 後
_____の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> _____をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 5～8 (略) (利用料等の受領) 第12条 (略) (保険給付の請求のための証明書の交付) 第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について	<u>業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）</u>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子的計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 5～8 (略) (利用料等の受領) 第12条 (略) <u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u> <u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> (保険給付の請求のための証明書の交付) 第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について

改 正 前	改 正 後
<u>前条</u> _____の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 _____指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（<u>平成11年厚生省令第36号</u>）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の審議を経なければならないこと。 (2)・(3) (略) (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第1章、この章及び第4章の規定 _____を遵守するよう措置させなければならないこと。 (運営規程) 第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) (略) <u>(6)</u> (略) (勤務体制の確保) 第20条 (略) 2・3 (略)	<u>前条第1項</u> _____の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則 _____第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の審議を経なければならないこと。 (2)・(3) (略) (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第1章、この章及び第4章の規定 <u>（第32条第29号の規定を除く。）</u>を遵守するよう措置させなければならないこと。 (運営規程) 第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) (略) <u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(7)</u> (略) (勤務体制の確保) 第20条 (略) 2・3 (略) <u>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当</u>

改 正 前	改 正 後
(掲示) 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい	<u>職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> <u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u> <u>第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u> (掲示) 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい

改 正 前	改 正 後
場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を_____を掲示しなければならない。	場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>（以下この条において単に「重要事項」という。）</u>を掲示しなければならない。 <u>2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u> <u>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> <u>（虐待の防止）</u> <u>第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u> <u>（2） 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>（3） 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> <u>（4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>
（記録の整備） 第30条 （略） 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 （1） （略） （2） 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳ア～ウ （略） エ 第32条第15号<u>に規定する</u> 評価の結果の記録 オ （略）	（記録の整備） 第30条 （略） 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 （1） （略） （2） 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳ア～ウ （略） エ 第32条第15号<u>の規定による</u> 評価の結果の記録 オ （略）

改 正 前	改 正 後
<u>(3) 第17条に規定する</u> 村への通知に係る記録 <u>(4) 第27条第2項に規定する</u> 苦情の内容等の記録 <u>(5) 第28条第2項に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) (3)～(8) (略) (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を<u>召集して行う会議</u> をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由	<u>(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 第17条の規定による</u>村への通知に係る記録 <u>(5) 第27条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録 <u>(6) 第28条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) <u>(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (3)～(8) (略) (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を<u>招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得

改 正 前	改 正 後
がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 (10)～(15) (略) (16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回<u>及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、</u>利用者に面接すること。 イ 利用者の居宅を訪問しない月 _____ においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利	ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 (10)～(15) (略) (16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回 _____、利用者に面接すること。 イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u> <u>（ア） テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u> <u>（イ） サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u> <u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u> <u>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u> <u>c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u> ウ 利用者の居宅を訪問しない月 <u>（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）</u>においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利

改 正 前	改 正 後
用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 <u>ウ</u> （略） (17)～(28) （略） <u>第6章 委任</u>	用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 <u>エ</u> （略） (17)～(28) （略） <u>(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u> <u>第6章 雑則</u> <u>（電磁的記録等）</u> <u>第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> <u>2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u> <u>第7章 委任</u>

改 正 前	改 正 後
(委任) <u>第35条</u> (略)	(委任) <u>第36条</u> (略)

附 則
この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。